

福島町議会議長 溝部 幸基 様

福島町議会基本条例諮問会議
会長 極 檀 忠 男

令和7年度の諮問事項に対する意見等について（答申）

令和7年5月14日付け福議号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

記

1 調査審議を求める事項

(1) 議会評価（令和6年度分）の検討について

議会運営委員会による議会評価は概ね適正であると判断するが、評価項目の1. 議会の活性度の①一般質問、⑥文書質問について評価が△▲であり、取組が必要としている点については、質問が特定の議員に偏っている傾向があるとのことから、改善にあたっては質問数より質問者数に重点を置いて取り組まれない。

(2) 次期改選期に向けた議会体制の見直し等について

諮問のあった議会の次期改選期に向けた議会体制の見直しの内容について、示された資料により審議した結果を以下のとおり報告します。

①議員定数

議員定数については、定数を現状維持とした場合、次期改選においても定数割れとなるおそれもあることから、人口減少や少子化等により現在の定数より1名減の9名とした特別委員会の判断は妥当であると考えているが、今後開催される町民と議員との懇談会において、町民から広く意見を聴取したうえで最終判断を行っていただきたい。

②議員歳費

現在支払われている議員歳費の算定方法「福島町方式」については、過去に諮問会議の議論等を行い決定した算定方法であり、「福島町方式」を維持するとして特別委員会の判断については理解する。

③議員のなり手対策

議員のなり手対策として、議会モニター制の導入を決定、実際の導入にあたっては諮問会議委員の職務に組み込んだうえで諮問会議の公募委員を追加募集した点について、初めから議員のなり手を期待されてしまう事で応募に躊躇してしまっている人が

多いのではないかと考えられます。

まずは議会・議員の活動を理解し興味をもってもらうことから始めることが肝要であり、そのためには老若男女問わず町民に対し議会の基礎講座的なことを開催するなど議会・議員への理解度を高めることで、将来的な議員のなり手となる人材が出てくるような取り組みを進める必要があると考えます。

なお、もう一つの検討事項である「ハラスメント条例の制定」については、新たに制定せず、すでにある議員政治倫理条例の中で整理するとした特別委員会の方針は理解します。

④議会改革の見直し

2 常任委員会を1つにまとめ1 常任委員会とする特別委員会の方向性については、議論のなかで示された検討事項の問題は解決する必要があるが、今後進んでいく人口減少・少子高齢化のなかで議員定数を1名減じ9名とした方向性と合致すると考えるため理解します。

議員政治倫理条例の改正について、ハラスメントに関する規定はこれから女性・若者の議員のなり手を確保するために必須になると考えます。特別委員会において示された追加するハラスメントに関する条項の具体的な内容は現状としては問題ないものと考えますが、今後も時代に沿った内容に見直すよう取り組んでいくことを望みます。

2 確認を求める事項

(1) 議会基本条例見直しに伴う行動計画（令和6年度分）の確認について

適正に行われていると認める。

(2) 常任委員会所管事務調査の内容確認について

①ごみ減量化対策の進捗状況について

福島町におけるごみ排出量が現在の状況にあることについて、今回初めて具体的な説明を受けた。

町が推進している電動生ごみ処理機についても、その補助内容等が町民に十分認知されておらず、全般的にPRが不足しているものとする。